

《引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について》

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位:千円】

項 目		決 算 額
歳 入	令和2年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	131,413
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	1,077,457

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位:千円】

費 目	経 費	財 源 内 訳						主 な 事 業
		特 定 財 源			一 般 財 源			
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他		
社 会 福 祉	社会福祉費	247,956	166,999			30,242	50,715	自立支援事業、地域生活支援事業、重度心身障害者(児)医療給付助成事業 など
	老人福祉費	4,616			1,701	563	2,352	老人保護措置事業
	児童福祉費	516,373	347,546		5,248	62,980	100,599	障害児支援事業、児童手当支給事業、子ども医療費助成事業 など
	小 計	768,945	514,545	0	6,949	93,785	153,666	
社 会 保 険	介護保険事業	186,035	10,020			22,690	153,325	介護保険特別会計繰出金
	国民健康保険事業	119,574	54,713			14,584	50,277	国民健康保険事業特別会計繰出金
	小 計	305,609	64,733	0	0	37,274	203,602	
保 健 衛 生	保健衛生費	2,903	5		389	354	2,155	後期高齢者健康診査事業、母子保健事業 など
	小 計	2,903	5	0	389	354	2,155	
合 計	1,077,457	579,283	0	7,338	131,413	359,423		

※一般職人件費・一般事務費は除く。